

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業 許可番号	元請・下請 の区分
株式会社筑波テクノス	つくば市中内 52-1	2-033055	—

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年8月21日 ～ 令和8年10月20日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

(株)筑波テクノスは、令和8年6月16日に企業局県南水道事務所で実施された水質管理センター排気用ダクト増設工事(霞浄水県単第 08-85-401-0-011 号)の随意契約において落札者となったが、契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成7年6月1日付け監第184号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)